

目黒区障害者自立支援協議会の位置づけについて

1. 現行の目黒区障害者自立支援協議会

目黒区では、目黒区障害者自立支援協議会設置要綱に基づき目黒区障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置し、目黒区における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、目黒区の地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っている。

【目黒区障害者自立支援協議会設置要綱 抜粋】

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、目黒区障害者自立支援協議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信に関すること。
- （2） 地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。
- （3） 障害福祉サービス等の提供のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- （4） 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- （5） その他障害福祉の増進に必要な事項の協議を行なうこと。

上記のとおり、自立支援協議会は、要綱に基づき設置されるいわゆる「私的諮問機関」として位置づけられ、参加する委員の意見を区政執行の参考として聴取しているところである。

2. 付属機関の概要と私的諮問機関との違い

地方自治法上の考え方として、行政の執行に当たって外部の有識者等に意見を聴く機関として、前述の「私的諮問機関」とは設置根拠等が異なる「付属機関」がある。

<私的諮問機関と付属機関の主な違い>

	私的諮問機関	付属機関
設置根拠	要綱など	法律又は条例
委員の身分	なし	非常勤の特別職
区への意見	取りまとめは不可	取りまとめが可能

3. 今後の取扱い

上記のとおり性質が異なる私的諮問機関と付属機関については、それぞれの取扱いを適切に行う必要がある。

そこで、目黒区における私的諮問機関及び付属機関について、全庁的に改めて整理を行うこととなり、自立支援協議会については、その実態と照らし検討した結果、付属機関としての位置づけが適切であると整理し、条例改正を行うこととした。

4. 今後の予定

令和6年3月6日 議案議決
4月1日 新たな条例施行予定

以上